

豊後国大分郡葛木村の切死丹

— オルガンチノと、迫害の実態 —

資料提供 安部 光 五 郎

(資料取次) 清 田 義 雄
(紹介解説) 羽 柴 弘

はじめに

去る十月十日、佐伯史談会は大分市に、大分合同新聞社主催の、「ニ豊小藩物語版」の見学会を催した。そしてその午後、打ち連れて鶴崎の郊外葛木村にある「キリシタン殉教記念公園」を訪い、管理されている安部光五郎先生から、園内にある殉教者のレリーフのご案内をいただき、悲惨な当時のキリシタン迫害の実状と、殉教のお話を承り、一回深い感銘に打たれた。

辞去するに当って、安部先生から頂いた資料(印刷テキストと手記)を清田氏はいただき、これを謄写して同行者数名に配りたいとのことであつたが、私はそれを引受けて、「佐伯史談」に載せ、全会員に頒ちたいと話し、ここに紹介して、キリシタン弾圧の悲惨な事実を、身近かな問題として学ぶこととした。

ちなみに、安部先生は先年来、本会の役員として毎号の「佐伯史談」をご覧いただき、去る六月には「大分県史料」(切) 続キリシタン史料(一)の御寄贈もついている方である。

(一) オルガンチノ・タンシユールについて

レオン・パジエス『日本切支丹宗門史』中巻三三九頁に、
「府内では、イエズス会の伝道所の旧の門衛で、何の心配もなく、五度の迫害をくぐってきた七十六歳の老人オルガンチノ・タンシユールは、所奉行竹中筑後殿の兄弟(重次)の兄左京亮重常か)によって告発せられ、六十歳の妻ルシヤと共に餓死の宣告を受けた。彼等は、この刑を受けて四日後、苦痛にやせ、祕窟裡に何か食物を受けてよいかを知るために、神父に相談させた。神父は、食べるべき、と言付けた。そこで彼等は之に従った。

奉行は、彼等のことを忘れていたかに見えた。然し後に、領主が政庁から帰るや、九月一日、彼等は刑場に導かれた。彼等は故郷から府内に移され、更に海岸に連れて行かれ、そこで焼き殺された。彼等の遺骸はキリシタンによって埋葬された。」

とある。

また同書の注に(三三九二頁)
「オルガンチノ・タンシユールは、豊後の葛木村で、武家の子として生れた。彼はこの地の領主であつたが、ドン・フランシスコ(大友宗麟)の没落の当時、彼も失墜した。彼は、その盛んな時代に改宗したのであつた。彼は失墜して悲惨に陥つた。彼の徳と学問故に、神父たちは、彼はキリシタン仲間として選んだ。牢内で、彼はペテロ・パウロ・ナバロとビンセンシオ・アントレチ神父たちの幻像を見た。両師は、彼は天国で再会するよう招いていた。」

とある。

オムガンチノ・タンシエーの日本名について、久多羅木儀一即先生は、鶴崎市史人物篇で、葛木孫十郎、元和三年のキリシタン証言書の、高田養理志端の筆頭葛木半笑オムルガに比定されている。

(三) 『豊後国大分郡・玖珠郡切死丹 宗門親類書』について

この親類書は貞享三年(一六八六)七月、日田郡永山城主松平大和守が、天和二年(一六八二)から預っていた公領を返付するに当って、長崎奉行に送った報告書である。記載の後半は寛文六年(一六六六)から延宝五年(一六七七)まで、高松代官(代官所は大分市高松、現在の太田市立日岡小学校の所在地であった)であった山田清左衛門利之の召捕ったものである。

本報告は天領(幕府領)に属する分で、万治三年(一六六〇)から天和二年(一六八二)に至る、一町十六か村の二十二年間下検査されたもので、召取本人二百二十名について、本人はもちろんで、その父母、兄弟、孫、おじ、おば、おい、めい、いとこなど、親類縁者のすべてに亘って、本人との縁故関係も召捕、在宥、処刑、放免などについて詳細に記載し、本人毎に「右之外親類縁者無御座候」と記してある。

原本は長崎奉行所から長崎県庁に引継ぎ、現在長崎県立長崎図書館所蔵となっている。昭和四十一年(一九六六)大分県立大分図書館の新築落成に際し、長崎図書館のほからいで同書をマイクロフィルムにおさめ、そのフィルムを大分図書館に寄贈された。安部光五郎は同館の意見を受けて、その全文を筆記し、キリシタン研究の史料としていた。

昭和三十九年、右の親類書はキリシタンに關する重要な史料であるため、大分県教育委員会と大分県中世文書研究会が共同で、すでに発刊の『切死丹史料』(大分県史料第十四(十六卷))の続刊、『大分県史料(27) 続キリシタン史料』として発刊することとなった。これには『豊後国大分郡葛木村切死丹宗門親類書』の全文(葛木村の召捕本人九十二人分)を、原文のまま収録したもので、門田村ほか一町十四か村の分は、未年刊行の予定である。

注一 此の『続キリシタン史料』は、志願をうけ、会費(貸出)がある。

(三) 葛木村切死丹親類書の一例

豊後国大分郡葛木村

一生因 豊後国大分郡葛木村

吉左衛門女房 七拾壹歳

此者切死丹宗門之由ニ而、寛文八年申十月十一日 召捕長崎へ参、天和三年亥二月三日御返被成、日田在籠、貞享元年下九月朔日籠死候。但八郎娘。

注一 寛文八年(一六八八)召捕後記、側点で示すとミスと参照のこと。とお説解の便を思、句讀を加へ讀取を施した。在籠、籠死は宥に入れられ、牢死したことである。用

(四) 吉左衛門女房、その親類の受難

(この女房の母の年令)

① 元和元年(一六二一) 〇才 葛木村で出生

② 寛永五年(一六二八) 十三才 父 疾死

③ 十四年(一六三七) 二十三才 姉とその夫久作死刑(島原乱起る)

④ 十五年(一六三八) 二十三才 母 死刑

⑤ 万治三年(一六六〇) 四十五才 七月二十四日従兄平右衛門捕まる

⑥ 寛文三年(一六六三) 四十八才 六月十六日夫吉左衛門、兄惣左衛門、従姉平右衛門女房捕まる

⑦ 四年(一六六四) 四十九才 伯母通村(長門市)の五左衛門女房捕まる

- ④ 寛文三年（一六六三）五十四才十二月姪長つ捕ある
 - ⑤ 〃 四年（一六六四）五十五才四月十六日本人再公捕ある
 - ⑥ 〃 六月二十日二男平三郎捕ある
 - ⑦ 〃 八月二十八日甥四郎兵衛牢死
- （下につづく）

(七) 町村別、罪狀別一覽表

町村名	現在行政区域	死罪	長壽	長壽	日田	日田	江戸	送	赦免	性別	合計
										男	女
葛木村	大分市葛木	二七	六	五	一八	二	二	三二	四七	四	九二
門田村	皆春	一八	八	七	四	二	一	一八	三	三	一九
上光水村	下判田		二	一		一	一	三	三	一	四
下光水村	下判田				四			四	〇	七	二七
米良村	上判田			一				三	二	二	四
真菰村	松岡	三		二				一	三	四	七
松岡村	中判田				一			三	一	一	二
千歳村	千歳	二		二				二	三	三	六
乙津村	乙津		二					三	二	三	五
山津村	千歳		一	一				一	二	三	二
誅松村	高松		一		二			三	一	一	四
原村	原		一					一	一	一	二
高松村	高松	一						一	一	一	二
津守村	津守			一				一	一	一	二
雄城村	玉沢				一			一	一	一	二
右田村	孫孫郡九重町右田			一				一	二	一	二
松の木村	松木			一				一	一	一	二
計		五七	二七	二七	三二	九	三六	五	二五	九五	二二〇

- ④ 寛文四年（一六六四）五十五才十二月十五日姪の子孫四郎死刑
- ⑤ 〃 五年（一六六五）五十六才一月十五日姪おし、姪おま捕ある
- ⑥ 〃 七年（一六六七）五十八才閏二月二十四日姪ふで捕ある
- ⑦ 〃 八年（一六六八）五十九才本人、女房、娘二人死刑

解説

これは安部先生が、文化戯教室の講話のテキストとして、葛木村吉左衛門の女房と、門田村の作左衛門二人を中心として、その親族多数の受難をまとめられ、これによって講話をなされたもの、それらに参考資料を添えられたものである。

私は江戸幕府によるキリシタン迫害のことを、日本の歴史よまことばに恥ずべき悪政として指摘している。慶長十八年に発令された「東照神君垂統十五ヶ条」には見る認識の悪劣さ、その後ずつと続けられたキリシタン迫害史に対しては、怒りを禁ずることができない。

前掲、吉左衛門の女房については④まで、作左衛門は前記のように⑤まで近親者が次々と捕えられ、牢に入れられ、本人はもとより牢死、死罪となり、いとこに至るまで処刑されている。しかし最後まで転宗せず、「テウス（神）を信じてつら過ぎ、通したその生涯、このようなが外にあるのか。

これが鳥原とか天草のようなら、今その殉教のレリーフのある葛木の記念公園は、元大分市長であった上田保氏の努力によって出来たものである。私も加ってそのうち葛木にまた出掛けようではないか。

解説が解説になっていないようである。私は会員の皆さんが、心をこめて、安部先生が厚意をよって提供された資料を、さらばくわしく吟味解釈することを切望して止まない。（箱）